

< 論文概要 >

開発途上国における障害者のエンパワーメント ーハノイ自立生活センターの事例分析

堀場浩平

研究の目的と方法

本論文では、途上国における貧困層の約2割が障害者であり、また途上国開発の枠組みにおいて行われてきた障害者に対する従来の支援が限定的である中で、障害者自身による社会変革の方法である自立生活運動に焦点を当て、途上国における障害者の自立生活のあり方を明らかにし、障害者のエンパワーメントに対し自立生活運動が果たしうる役割を探ることを目的とする。そして、まず途上国における障害者の自立生活の成立する要因を分析枠組みとして、調査指標を設定し、ベトナム国ハノイにおける自立生活センターの活動により自立生活を行っている障害者の実態調査を行った。この調査結果から、ハノイにおける自立生活運動が障害者のエンパワーメントに寄与していることを検証した。

調査対象としたハノイ自立生活センターは2010年に設立され、必要とされるサービスを実施している。現時点でベトナムにおいて正式に活動している唯一の自立生活センターであり、今後の同国における障害者政策を研究する上で、適時かつ有益であると判断し、ハノイの事例を選んだ。

論文の構成

第1章	はじめに
第1節	研究の背景
第2節	研究目的・研究方法
第2章	障害者のエンパワーメント
第1節	途上国における障害者支援についての先行研究
第2節	エンパワーメント
第3節	障害者の自立
第4節	途上国における自立生活の要件
第5節	調査課題
第3章	ベトナムにおける障害者をとりまく状況
第1節	障害関連統計
第2節	障害者政策
第4章	ハノイ自立生活センターの事例
第1節	ハノイ自立生活センターの活動
第2節	調査方法
第3節	障害者の生活状況
第4節	インタビュー内容
第5章	考察と結論
第1節	インタビュー結果の分析
第2節	結論：ベトナムにおける障害者のエンパワーメント
第3節	今後の課題と提言

論文の概要

まずエンパワーメントの定義について、フリードマンなど代表的な研究者や国連等の実施機関による定義を概観しその生成要因を抽出し、Ⅰ 権利の気づきと、Ⅱ その権利を行使するパワーの獲得、Ⅲ 獲得されたパワーの表出の結果としての社会参加、の3つの要因に分けた。障害者の自立生活についてもその成立過程、や実践過程からその生成要因の抽出を試みた。自立生活運動は障害当事者による地域生活支援、社会変革の方法として80年代に北米で生まれ主に先進国で広まった運動であり、障害者自身の自己肯定・受容（Ⅰ）に始まり、自らの意志により介助者を利用して身辺自立を行い、生活管理能力を獲得する（Ⅱ）という自己決定をもって自立とする、というものであった。しかし途上国においては、障害者が地域で生活するための社会資源が不十分であることを前提として考慮する必要がある。自立生活運動はカウンセリングや介助者派遣などのサービスの他、政策提言・要求運動等による公的資源の開発や権利擁護・意識啓発活動（これらをまとめてシステム・アドボカシーと呼称する）を並行して行うが、地域生活を困難たらしめている社会的障壁の除去を目的とするこの活動に各障害当事者が参加することが、途上国における自立生活のもう1つの要件として必要となると仮定した。

抽出したエンパワーメントと途上国における自立生活の生成要因を比較すると、Ⅰ 分類としては社会構造の認識と主体性の獲得という内面的変化を重視する点で共通している。Ⅱ 分類としては、Ⅰ で獲得した主体性、内面的変化を行動にうつすためのパワーの獲得が期待されている。Ⅰ・Ⅱ だけでエンパワーメントとする定義もあるが、ミレニアム開発目標における女性のエンパワーメントの数値目標として就学率や政治参加が設定されているように、社会構造の変化のためには、獲得されたパワーの表出としての「参加」が期待されていることが分かる。障害者の自立生活では、社会の側にある物理的、精神的障壁を取り除いていく活動への参加が、エンパワーメントにおける社会参加の段階と相応しう。このように、自立生活に至る過程にはエンパワーメントを生成する要因が含まれており、途上国における障害者の自立生活は彼/彼女らのエンパワーメントの十分条件となると考えられる。

第3章では統計や行政官からのインタビューに基づきベトナムにおける障害者をとりまく状況を概説した。行政は、省庁横断的な障害分野担当委員会の創立や、2011年に国連障害者権利条約にある程度準拠した新法を制定するなどの取組みがなされているものの、省庁内での意識の浸透は遅い状況にある。現行の障害者政策は労働・戦傷兵・社会省による低額の手当支給と、保健省によるCBR（地域に根差したリハビリテーション）の実施が主体であり、障害者が社会参加をする上で利用できる資源は十分ではない。また、制度においても、ベトナム人の一般的な通念としても、障害者の介助は家族の役割とされていることも聞き取り調査により明らかになった。

第4章ではまずハノイ自立生活センターの活動状況を述べた。意思決定機関や職員の大部分が障害者であり、自立生活センターと称する上で必要な条件はほぼ満たされている。カウンセリングや介助者派遣等のサービス提供にかかる費用は日本財団から2016年まで拠出される。現在57名の障害者がサービスを受けており、利用者は全て身体障害者で、主にポリオ、脊髄損傷、脳性麻痺、筋ジストロフィーの他、枯葉剤による四肢麻痺の者などが含まれている。介助者の派遣時間は予算の制約上1日9時間まで

となっている。

ベトナムでは政治活動や言論が統制されているため、自立生活センターがシステム・アドボカシーとして行う社会的障壁の解消を目的とした制度要求のためのデモ等の運動は禁止されている。このため、ハノイ自立生活センターは NGO の法人資格を取得手続き中である他、政治家へのロビーイング、行政官に対するセミナーやメディアを通じた意識啓発、地域の障害者とのピクニックの開催により外出や交流の促進を図っている。

第2章で得られた途上国における障害者のエンパワーメントの生成要因を基に、自立生活をする障害者への質問項目を設定した。11名の障害者に対し半構造化面接を行い、インタビュー結果を逐語録としてデータ化し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを使用してコード化、カテゴリーを生成し、各カテゴリー間の因果関係を検証した。

グラウンデッド・セオリーを使用したカテゴリー生成の手順は、例えば「家族との同居により保護的環境にある」「主体性を獲得していない」という2つのカテゴリーについて相当名の回答者がそれぞれポジティブであったとき、「家族との同居による保護的環境が主体性の獲得を阻害する」という命題が真であることが認められると判断した。また、この命題の裏「保護的環境にない者は、主体性を獲得できている」ことが、他の回答者のコードに認められた。命題の裏は必ずしも真とは限らないが、「家族との同居による保護的環境が主体性の獲得を阻害する」という命題が真であることの裏付けとして利用した。このような作業を全カテゴリーに対して行い、カテゴリー間の関係性を結果図に表した。以下、結果図について説明する。

手当の受給や就労の有無に関わらず障害者の収入は低いレベルに留まっており、家族と同居する以外に住環境の選択肢を有していない。また自立生活運動は、先進国では家族または施設での過剰な干渉からの独立という背景から展開されたが、ベトナムにおいては、障害者自身も家族との関係性に価値を置いており、家族・障害者本人が「障害者は保護される対象である」とする社会通念を共有することで保護的環境を生み出し、これが主体性の獲得を阻害する要因となっている。

自立生活センターの提供する障害者自身によるピア・カウンセリングは、こうした阻害要因があるものの、障害の受容を支援し、自己決定の基本となる自己肯定と権利の認識を促進している。これにより獲得された主体性は、まず自らの意志による介助者を利用した身辺自立という形で表れている。さらにその延長線上で健康管理、金銭管理といった生活管理能力を獲得し、自立生活の生成要因である自己決定ができている者が多く見られた。こうした自己決定は多くの場合インドアに留まっているが、予算の制約のため時間数が限られているものの、介助サービスを利用して外出の自由を得た障害者は、障害者どうしの交流・情報交換に積極的であり、その中で自分たちの置かれている状況、障害者の社会参加のために解決すべき問題、なすべきことを認識していることも確認できた。

ハノイの市街地は交通量が非常に多く、車イスがあっても一人で自由に外出できる状態にはないが、そうした中でも介助者を利用して就学・就労している重度障害者が存在しており、これは自立生活センター設立以前には考えられなかった画期的な成果である。こうした障害者の存在は、ロールモデルとし

て他の障害者の自己決定への動機付けとなるといった好影響を与えていることが認められた。

しかし、現時点では持続性がなく時間的にも限定的である介助サービスと、交通バリアが社会参加における大きな阻害要因となっている。また、自立生活センターのシステム・アドボカシーはこうした問題の解決に取り組むものであり、例えばワークショップ等に自立生活を行う障害者が大人数で参加することは自立生活の成果を可視化し、行政へのアピールとなりえるものであるが、こうした活動の必要性を認識していない者も散見された。サービス利用者のアドボカシー活動への不参加はフリーライダーを生み出し、システム・アドボカシーの効果を減じる要因となっている。

このような自己決定の達成から障害者どうしの交流、アドボカシー活動への参加、そして社会的障壁の解決をへて社会参加をしている障害者が他のサービス利用者に好影響を与え、さらに障害者の自立生活を促すという循環的な展開が認められることから、エンパワーメントの達成が自立生活の持続性を確保することとなると考えられる。

本論文では、現地調査からハノイ自立生活センターの活動により多くの障害者が自己決定を行えていることが判明した。そして自立生活は障害者のエンパワーメントの十分条件となることから、ハノイにおける自立生活運動は障害者のエンパワーメントを促進する役割を果たしていると言われている。一方で、介助サービスの有限性と交通バリアが、自立生活の循環的な展開におけるボトルネックとなっており、十分な社会資源を有さない途上国においては、社会的障壁を解決しようとする取り組みであるシステム・アドボカシーへの参加が、自立生活の生成要因に含まれることを明らかにした。